

明保地区	
I 協議体の概要	
名 称	明保地区支え合い ^{たい} 体
設置年月日	平成30年8月23日
開催頻度	2回／年（全体会） 6回／年（コアメンバー会議）
構成団体（◎：事務局）	
○ 自治会連合会	◎ まちづくり協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター
○ 民生委員児童委員協議会	○ 健康づくり推進委員会
○ 地区社会福祉協議会	第2層生活支援コーディネーター
○ その他（ボランティアクラブ）	
設置方式	
○ 新規設置	既存会議活用（ ）
○ 地域ケア会議活用	
設置要綱・会則等の有無	☒ 有 ・ 無
設置までの経緯	
時 期	内 容
平成24年 3月	自治会役員、福祉協力員、民生委員、老人クラブ、ボランティアクラブ、地域住民等を中心とした見守り体制「高齢者見守り安心ネットワーク」を開始
平成29年 8月	地域ケア会議（メンバー：まち協、地区社協、民児協、自治会連合会、福祉協力員連絡会、ボランティアクラブ等） → 地域包括ケアシステムの概要について共通理解を図った。
平成30年 6月	説明会（参加者：まち協、老人クラブ、民児協、地区社協、単位自治会長等） → 第2層協議体について共通理解を図り、今後の取組について検討を行った。
〃	地域ケア会議 → 地域包括ケアシステムについて理解を深め、協議体設置に向け検討していくことについて共通認識を図った。
8月	打合せ（メンバー：まち協、地区社協、民児協、自治会連合会、福祉協力員連絡会、ボランティアクラブ等） → 第2層協議体設置について合意形成を図った。
〃	第2層協議体設置
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）	
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について	・ 地域包括支援センターや各地域団体からの活動報告、民生委員からの情報提供 ・ 地区内のサロン、クラブ及びサークルを一覧にまとめ、周知 ・ 日常生活の困りごとについてアンケートを実施
支え合い活動について （見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等）	・ 「明保地区高齢者見守り安心ネットワーク」の充実に向けた検討
その他	・ 広報誌等を活用した、協議体活動の周知について検討

II 取組事例

【アンケート調査の実施】

日常生活の困りごとや、手伝える内容などについて、アンケート調査を実施。アンケートの配布と併せて、地区内のサロンやクラブ、サークル等を一覧にまとめ、配布した。

経 緯：平成30年10月 アンケート調査実施

対 象：地区内の65歳以上の高齢者

方 法：個別に宛名入り封筒に入れ配付（自治会未加入者は民生委員が対応）

【サークル等一覧表】

別紙一覧表
明保地区のサロン・クラブ・サークルなど紹介

※主に高齢者向けを紹介

NO	名 称	所 属	開催日時など
1	明保（愛好会）	明保東部コミュニティセンター利用サークル	毎週火曜・木曜・土曜・日曜
2	基道（一教会）	〃	毎週土曜・日曜・午後
3	明保合唱団	〃	毎週土曜・午後
4	絵手紙（あじり会）	〃	毎週土曜・午後
5	日舞（千鶴クラブ）	〃	毎週水曜・午後
6	俳句（明保句会）	〃	毎週木曜・午後
7	明保農業クラブ	〃	毎週土曜・午後
8	運動健康クラブ	〃	毎週木曜・午後
9	ハーモニカクラブGも	〃	毎週土曜・午後
10	明保ハイキングクラブ	体育協会	毎週土曜を中心に計画
11	太極拳クラブ	〃	毎週土・日・火曜・午後
12	卓球クラブ	〃	毎週土・日・火曜・午後
13	ゴルフ（親友会）	〃	3・6・9・12月12日に開催

【アンケート調査票】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるまちづくり
アンケート

問1 ご家族の構成はどれですか？（該当する番号に○をつけてください）
1 一人暮らし 2 二人暮らし 3 二世帯 4 その他

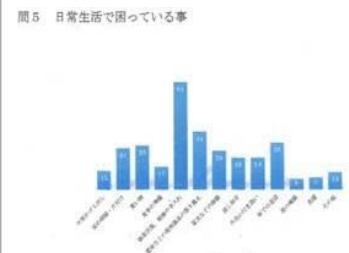
問2 日常生活で困っていることがありますか？（どちらかに○をつけてください）
ある 問3へ ない 問4へ

問3 問2であると答えた方へ、下表の当てはまるところに○をつけてください。

困っている内容	困っている	手伝ってもらえるようなサービスがあれば利用したい
1 食費の負担増		
2 家の修繕・片付け		
3 買い物		
4 食事の準備		
5 散歩の道、散歩の手段		

（複数でもかまいません）

【アンケート結果（困りごと）】



効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 支援を必要としている高齢者や支援の担い手を把握することができた。
- ・ サロン、クラブ及びサークル活動の紹介を行ったことにより、交流の場への参加促進に繋がった。

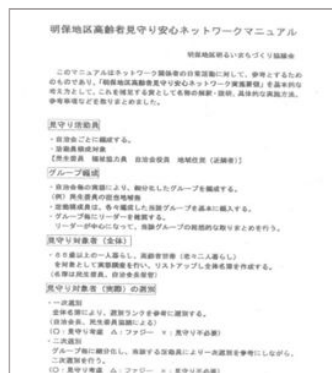
【「明保地区高齢者見守り安心ネットワーク」の充実に向けた検討】

経 緯：平成24年 1月～ 民生委員、福祉協力員等を中心に見守り活動を開始

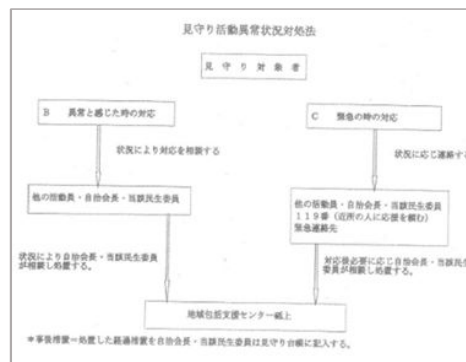
令和 2年 1月 マニュアルの見直し及び名簿の更新について検討

内 容：見守り体制、訪問調査の方法、緊急時の対応フローなど

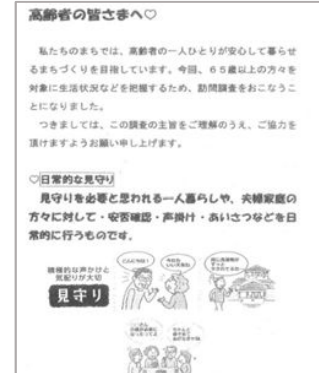
【マニュアル】



【対応フロー図】



【周知用チラシ】



効果（検討中の場合は、期待する効果）

見守りが必要な高齢者の継続的な把握や、地域の実情に応じた見守りの方法を随時検討していくことにより、見守り活動の更なる充実につながった。

III 協議体を設置して、良かったこと

これまで積極的に取り組んできた見守り活動などの既存の取組について、協議体で現状の共有、課題の把握、解決策の検討を行うことにより、更なる充実につなげることができた。

IV 今後の方向性

- ・ 「見守り安心ネットワークマニュアル」を活用した見守り活動の継続的な実施
- ・ アンケート結果を活用し、支え合いの仕組みづくり等について検討していく。
- ・ 地域包括ケアシステムや第2層協議体の取組について、地域住民への周知方法を検討していく。

明保地区第2層協議体《支え合い体》実施要領

1 目 的

地域包括支援センター砥上・地域ケア会議との連携協議の基に、明保地区における地域の生活環境や住民ニーズを掌握し、それらを踏まえた地域の様々な支え合いの仕組みづくりを調査研究しながら諸活動を推進する。

2 構成委員

区 分	コアメンバー会議	全体会議
構成委員	明保地区地域ケア会議の構成委員 (公的機関代表者・ 明保地区関係団体長)	コアメンバー会議委員 明保地区関係団体役員 (各団体の役員は別添に示す)

3 会 議

区 分	コアメンバー会議	全体会議
開 催	2ヶ月毎	6ヶ月毎

4 推進事項

- (1) 支援活動を推進するための人的対応の体制づくりを図る。
- (2) 高齢者の生活における隘路（交通・医療・介護・買い物など）の実態調査とそれらを踏まえた支援活動の仕組みづくりの調査研究を行う。
- (3) 第2層協議体《支え合い体》の組織体制の構築とチャレンジスケジュールを明確にし適時、推進展開する。
- (4) 認知症に対する地域理解の基に地域支援の在り方などを研究し、対応策を推進する。
- (5) 地域住民が気軽に集まれる場所・機会づくりや元気な高齢者づくりの手立て、参加誘導策を推進する。
- (6) 地域住民への理解を深めるため、広報による周知を図る。
- (7) 日常の生活行動困窮者の実態を踏まえた支援策の研究と構築
- (8) 「高齢者一人暮らし見守りネットワーク」のホローアップと推進
- (9) 推進活動における課題の解決

5 事務局

明保地区明るいまちづくり協議会において担う。

附 則

この実施要項は、平成30年10月 6日から施行する。

明保地区・地域包括ケアシステムの構成

	メンバー	担当所掌
地域ケア会議 *6ヶ月毎開催	(公的機関代表者) 地域包括支援センター 砥上 市高齢福祉課 西市民活動センター 市社会福祉協議会 (地域関係機関・団体推薦者・事業者) 宇都宮市医師会 栃木県看護協会 在宅介護サービス提供事業者 外老人、介護関係施設事業者 (明保地区関係団体長) 明るいまちづくり協議会 連合自治会 民生委員児童委員協議会 社会福祉協議会 健康づくり推進協議会 老人クラブ連絡協議会 雨情ボランティアクラブ 福祉協力員連絡会	地域包括ケアシステム構築に向けた ・地域資源・在宅医療介護など課題の分析検討 ・指導助言、連携支援に関すること ・地域住民への生活支援、サービスの確保に関すること



		メンバー	担当所掌
第二協議体 (支え合い ^{たい} 体)	コアメンバー会議 *2ヶ月毎開催	(公的機関代表者) 地域ケア会議構成員と同じ (明保地区関係団体長) 地域ケア会議構成員と同じ	・地域ケア会議提示の反映 ・生活支援活動を推進するための体制運営づくりの構築 ・地域住民への理解策(広報誌、HP、アンケートなど) ・生きがい・健康づくりなど介護予防策への醸成づくり
	全体会議 *6ヶ月毎開催	コアメンバー会議構成員と同じ (明保地区関係団体) まちづくり協議会副会長 連合自治会副会長 自治会副会長・理事(ブロック長・組長・区長) 民生委員 福祉協力員 *老人クラブ連絡協議会 健康づくり推進協議会 雨情ボランティアクラブ は各団体の推薦者5名	・同上に関する理解・周知 ・実際活動展開におけるフォロー ・要望意見の提示



実際活動への実践・行動

築瀬地区			
I 協議体の概要			
会議名		福祉推進協議体	
設置年月日		令和元年9月5日	開催頻度 4回／年
構成団体（◎：事務局）			
○ 自治会連合会	○ まちづくり協議会	◎ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
老人クラブ連合会	◎ 福祉協力員連絡会	健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○	その他（地域サポーター）
設置方式			
○ 新規設置	既存会議活用（ ）		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		有 ・ 無	
設置までの経緯			
時期	内容		
平成29年 ～30年	地域ケア会議（メンバー：単位自治会長，民児協，福祉協力員等） → 地域包括ケアシステム，第2層協議体等について，単位自治会ごとに共通理解を図り，地域の良いところや課題について意見交換を行った。		
平成30年9月	地域ケア会議（全体会）（メンバー：自治会連合会，単位自治会，民児協，福祉協力員連絡会，給食ボランティア等） → 他地区の取組事例を参考に，地域の支え合い活動について理解を深めた。		
令和 元年9月	連合自治会が中心となり，第2層協議体の設置について合意形成		
〃	第2層協議体設置		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと，議論してきたこと）			
地域情報の共有， 課題やニーズの把握について		- 各地域団体からの情報提供 - 各地域団体から得た情報をもとに，意見交換を行うことにより，地域の課題を把握	
支え合い活動について （見守り活動，居場所づくり，生活支援ボランティア等）		- 安心・安全情報キットの更新・運用方法の見直し - 空き家等を活用した居場所づくりの検討	
その他		福祉協力員の増員の検討	

II 取組事例

【安心・安全キットの再配付】

経 緯： 令和元年10月 キットの配付対象者や優先順位について意見交換

11月 自治会長・民生委員・福祉協力員が連携して配付を行うことで合意

令和2年 2月 配付の際にキットの説明を一人ひとりに丁寧に行うことを確認

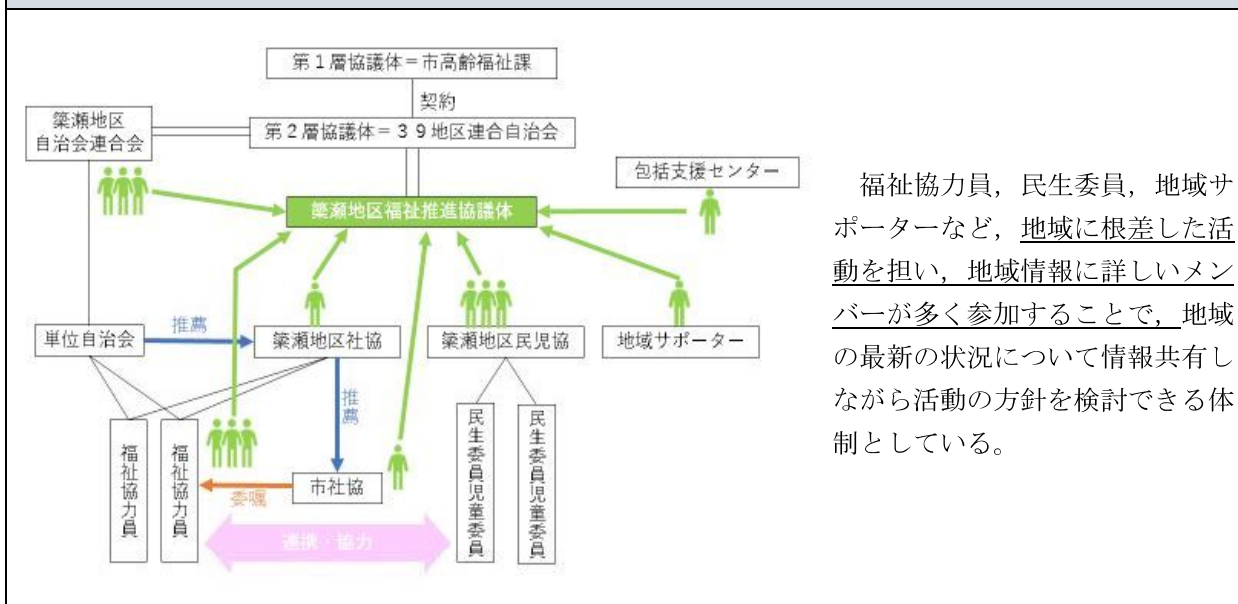
11月 キットの配付を通して、見守り対象者の把握も検討

※ 令和2年4月から配付を開始し、サロンの参加者にもその場で名簿に記入してもらうなど、対象者拡大に努めている。

効果（検討中の場合は、期待する効果）

再配付し情報の更新等を行うことで、緊急時の適切な対応に繋がる。

【「地域に根差した」運営体制の構築】



III 協議体を設置して、良かったこと

各地域団体間での情報共有を通し、地域の課題を把握することができ、地域で高齢者が安心して暮らし続けるための具体的な取組に向けた意見交換ができた。

IV 今後の方向性

- ・ 空き家等を活用した居場所づくりの検討
- ・ 高齢者の居場所から発展させ、地域食堂や買い物のできる場所、避難所など、地域の人々が集まることができる場所にする。
- ・ 若い世代を含めた福祉協力員及び地域サポーターの増員に向けた検討を行う。

築瀬地区福祉推進協議体会則

第1条（名称）

この会は、築瀬地区福祉推進協議体（以下本会）と称す。

第2条（事務局）

本会の事務局を築瀬地域コミュニティセンターに置く。

第3条（目的）

地域住民相互関係を密にし、住民による地域の高齢者や障害者を積極的に福祉を幅広く推進することを目的とする。

第4条（組織）

本会は、築瀬地区連合自治会と、福祉協力員、民生委員、地区社協、地域サポーターで各3名を互選し組織する。但し地域サポーターよりは増員することができる。

第5条（経費）

本会の運営に必要な経費は、委託金や助成金、その他の収入を以て充てる。

第6条（事業）

本会は、第3条の目的を達成するために、自治会加入者に限り、次の事業を行う。

- (1) 会員の相互扶助及び連絡調整に関すること。
- (2) 地域包括センター御本丸での会議や勉強会、情報交換等、積極的に参加する。
- (3) その他、目的達成に必要な事項。

第7条（役員）

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 監査1名
- (4) 会計は会長が1名委嘱する。

第8条（役員の服務）

- (1) 会長は、会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に不都合が生じた時は、その職務を代行する。

第9条（役員の任期）

- (1) 役員の任期は2年^ととし再選は妨げない、但し補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第10条（会議）

- (1) 定期会議は、年4回
- (2) 会長が必要に応じて招集し、会議の議長を務める。

第11条（補則）

- (1) 本会則に定める他に、本会運営に関して必要な事項は、役員会にて定める。
- (2) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

- 1、本会則は、令和元年 9月1日より施行する。

陽光地区

I 協議体の概要

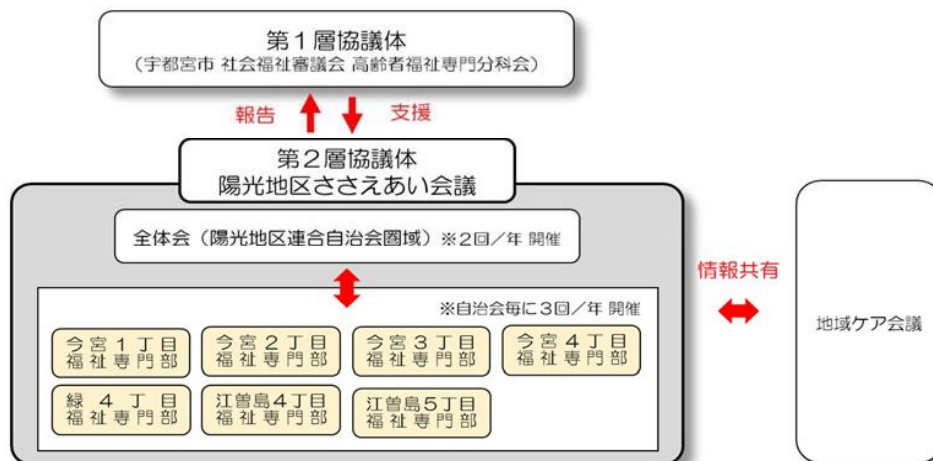
名 称		陽光地区ささえあい会議					
設置年月日		令和２年４月１日		開催頻度		３回／年（全体会） ３回／年（単位自治会）	
構成団体（◎：事務局）							
○	連 合 自 治 会	◎	まちづくり協議会	○	民生委員児童委員協議会	○	地区社会福祉協議会
○	老人クラブ連合会	○	福祉協力員連絡会	○	健康づくり推進委員会		第２層生活支援コーディネーター
	市社会福祉協議会	○	地域包括支援センター	○	その他（地域ビジョン福祉部会）		
設置方式							
○	新規設置		既存会議活用（ ）				地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無				有 ・ 無			
設置までの経緯							
時 期		内 容					
平成３０年 ～ 令和元年		連合自治会が中心となり、各単位自治会に「福祉専門部会※」を設置 ※ 単位自治会において、自治会長、民生委員、福祉協力員等で構成し、高齢者をはじめとした福祉的な課題について検討する組織					
令和元年５月		まちづくり協議会に「福祉部会」を設置					
令和２年３月		自治会長会議 → 第２層協議体を新規に設置することについて合意形成					
４月		第２層協議体設置					
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）							
地域情報の共有， 課題やニーズの把握について				・ 地域包括支援センターや各地域団体からの活動報告，情報提供 ・ 高齢者の困りごとに関するアンケート調査の実施			
支え合い活動について （見守り活動，居場所づくり，生活支援ボランティア等）				・ アンケート調査結果を踏まえた生活支援サービスの検討			

II 取組事例

【自治会「福祉専門部」を中心とした協議体運営】

内 容： 単位自治会の「福祉専門部」においては、自治会圏域の課題の把握や取組の検討を行い、「全体会」においては、陽光地区全域における課題の把握や取組方針の検討や自治会への周知等を行うことにより、地域ぐるみの活動を行う体制としている。

【陽光地区ささえあい会議の推進体制】



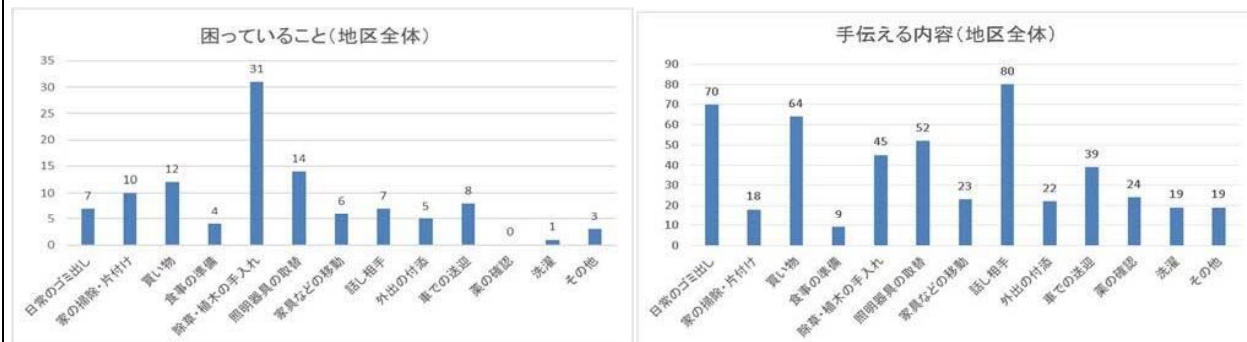
【高齢者の困りごとに関するアンケート調査の実施】#

対 象： 65歳以上の自治会員

内 容： 日常生活上の困りごと（ごみ出しや掃除など）や、支援の担い手について把握するもの

方 法： 単位自治会毎に、回覧等により配布、回収

【アンケート結果の概要】



効果（検討中の場合は、期待する効果）

地域課題や担い手について把握することができた。また、第2層協議体の活動の周知につながった。

III 協議体を設置して、良かったこと

単位自治会を中心とした組織とすることにより、地域情報の集約や共有、単位自治会の取組の集約や、地域ぐるみによる取組の検討を行うことができるようになった。

IV 今後の方向性

- ・ アンケート調査結果を活用し、生活支援サービス（ボランティア活動）の検討を行う。
- ・ 各自治会における「福祉専門部」を継続的に開催するとともに、地域ケア会議との連携による課題の把握を行いながら、支え合い活動の創出に向けた検討を進める。
- ・ 若い世代を含めた、担い手となる人材の確保及び充実にに向けた検討を行う。
- ・ 単位自治会ごとのコーディネーターの設置に向けた検討を行う。

「陽光地区ささえあい第2層協議体」設置要綱

(通 則)

- 第1条 本要綱は、「陽光地区ささえあい第2層協議体」(以下「地区ささえあい会」という。)を推進するための基本的事項をまとめたものである。
- また、その推進にあたっては、地域ビジョンの柱立てにある「高齢者が生きがいを持って、はつらつと暮らせるまちづくり」の具現化を図るため、福祉活動に係る組織強化・財政強化を図り推進する。

(構成委員)

- 第2条 会則第3条の(1)地区連合自治会圏域(全体会)の会長は、地区まちづくり推進協議会福祉部会長(地区社会福祉協議会長)を充てる。

(事務局)

- 第3条 「地区ささえあい会」を推進するための事務局は、陽光地区まちづくり推進協議会内に置く。

(本会の業務)

- 第4条 本会は、地域包括センター地域ケア会議との連携協議を基に、陽光地区における地域の生活環境や住民ニーズを掌握し、それらを踏まえた地域の様々な支え合いの仕組みづくりを調査研究しながら、会則第5条で定める諸活動を推進する。

- (付 則) 本要綱は、令和2年4月1日より施行する。

陽光地区ささえあい会議会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、陽光地区ささえあい会議と称し、事務所を陽光地域コミュニティセンターに置く。

(目的)

第2条 本会は、陽光地区の住民が安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センター・陽光地域ケア会議及び地域の様々な関係者との情報共有や連携強化を図る。また、地域の生活環境や住民のニーズを掌握し、地域の様々な支え合いの仕組みづくりを調査研究し、地域住民による支え合い活動の更なる充実を図るため「第2層協議体」を設置する。

(組織)

第3条 本会は、陽光地区連合自治会圏域に「全体会」を設置し、単位自治会圏域の各福祉専門部（以下、「自治会福祉専門部」という）が行う地域資源やニーズの把握、課題の抽出、必要な支え合い活動の検討などを補佐するとともに、各自治会福祉専門部での取組状況などの情報共有を行うこととし、これら全体をもって「陽光地区第2層協議体」とする。

2 「全体会」及び「自治会福祉専門部会」の構成は、次の各号の役職にある者をもって組織する。

(1) 陽光地区連合自治会圏域（全体会）

- ア 陽光地区連合自治会長
- イ 陽光地区内7自治会長
- ウ 陽光地区連合自治会・まちづくり推進協議会事務局長
- エ 陽光地区社会福祉協議会会長
- オ 地域ビジョン・福祉部正副会長
- カ 陽光地区民生委員・児童委員協議会長
- キ 陽光地区老人会連合会長
- ク 陽光地区健康づくり推進協議会長
- ケ 緑が丘・陽光地域包括支援センター
- コ その他本会の目的・事業に係る関係機関・団体及び個人等
(オブザーバー) △宇都宮市高齢福祉課 △宇都宮市南市民活動センター △市社会福祉協議会南部ブロック担当

(2) 単位自治会圏域（自治会福祉専門部会）

各自治会の福祉専門部は、各自治会の推薦者により構成する。

(例) 自治会長、民生委員・児童委員、福祉協力員、協議体の趣旨に賛同し、福祉活動に意欲のある地域住民等

(会 議)

第4条 本会の会議は、全体会及び自治会福祉専門部会とし会長が招集する。開催については、全体会議は年2回、自治会福祉専門部会議は年3回とする。

(本会の業務)

第5条 本会は、宇都宮市が目指す地域包括ケアシステム第2層協議体として、地域ケア会議と連携を図り、地域住民が主体的に活動できる「介護予防」、「生活支援」と、これにつなげる「見守り活動」を効果的に推進するため、定期的に会合を持ち、次に定める業務を推進する。

- (1) 地域住民が主体となって、高齢者の生活を支える体制づくりを図る。
- (2) 高齢者の生活における隘路(交通・医療・介護・買い物等)の実態調査とそれらを踏まえた支援活動の仕組みづくりの調査研究を行う。
- (3) 第2層協議体「ささえあい会」の組織体制の構築とアクションプランのスケジュールを明確にして適時、推進展開する。
- (4) 認知症に対する地域理解と地域支援の在り方など研究し、対応策を推進する。
- (5) 地域住民が気楽に集まれる場所・機会づくりや元気な高齢者づくりの手立て、参加誘導策を推進する。
- (6) 地域住民への理解を図るため、広報による周知を図る。
- (7) 日常の生活行動困窮者の実態を踏まえた支援策の研究構築。
- (8) 「高齢者一人暮らし見守りネットワーク」のフォローアップの推進。
- (9) 自治会福祉専門部会から負託された事項
- (10) その他推進活動における課題の解決。

(本会活動の中核的組織)

第6条 本会の活動は、第2条に定める目的を遂行するための資源として開発された地区内自治会が組織する「自治会福祉専門部会」が中核となって推進する。

2 「自治会福祉専門部会」が行う具体的な活動は、次の各号に定める事項とする。

- (1) 介護予防： 生活機能の低下予防につながるような外出や交流しやすい環境整備と身近な地域での健康づくり・生きがいづくり活動
- (2) 生活支援： 安否確認を兼ねて行う清潔の保持に繋がる簡単な生活支援及び地域の支え合い体制の構築・整備と生活上のニーズに応じたサービスの提供と支援

- (3) 見守り：地域住民相互が日常でのさりげない挨拶・声掛けや目配り及び訪問等により、高齢者等が安全・安心な生活を確保する環境の醸成。
- 3 前項のうち介護予防・生活支援活動については、地域包括支援センターと緊密な連携を諮り遺漏なきを期するものとする。
- 4 第2層協議体で解決が困難な市域全域に関するような大きな課題については、宇都宮市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会が担う第1層協議体に報告又は必要な情報提供の支援を受ける。

(役員)

第7条 本会の陽光地区連合圏域(全体会)に、次の役員を置く。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 会長 1名 | (3) 副会長 若干名 |
| (2) 理事 若干名 | (4) 会計 1名 |
| (5) 監事 2名 | |

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、次のとおり行う。

- (1) 全体会の会長は、陽光地区社会福祉協議会長を充て、他は構成員の互選により決定する。
- (2) 各自治会の福祉専門部会の役員は、全体会に準じて、各自治会の構成員の互選により決定する。

(役員の任務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を執行及び統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
- 3 理事は、会務の運営と執行にあたる。
- 4 会計は、本会の経理を掌る。
- 5 監査は、本会の会計業務を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会費)

第11条 本会の経理は、市委託金及びその他の経費を持って充てる。

(付則) この会則は、令和2年4月1日から施行する。

陽東地区			
I 協議体の概要			
会議名		陽東地区まちづくり協議会 陽東地域支え愛会	
設置年月日		平成30年12月19日	開催頻度 6回／年（全体会） 3～6回／年（単位自治会）
構成団体（◎：事務局）			
☐ 自治会連合会	☒ まちづくり協議会	☐ 民生委員児童委員協議会	☐ 地区社会福祉協議会
☐ 老人クラブ連合会	☐ 福祉協力員	健康づくり推進員会	第2層生活支援コーディネーター
☐ 市社会福祉協議会	☐ 地域包括支援センター	その他（ ）	
設置方式			
☐ 新規設置	☐ 既存会議活用（ ）		☐ 地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		☒ 有 ・ 無	
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成12年頃～	見守り活動会議の取組開始		
平成27年8月	生活支援ボランティア「お助け隊」を結成（陽東地区社協）		
平成29年10月	地域ケア会議（メンバー：自治会連合会、まち協、地区社協、民児協、老人クラブ、社会福祉法人等） → 第2層協議体、地域における支え合い活動について共通理解を図った。		
平成30年12月	地域ケア会議 → 地域ケア会議を第2層協議体として位置付けることについて合意形成		
〃	第2層協議体設置		
令和2年4月	まちづくり協議会に「陽東地域支え愛会」を設置し、当会議が第2層協議体の役割を担うこととした（「地域ケア会議活用型」から「新規設置型」へ移行した。）		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）			
地域情報の共有、課題やニーズの把握について		- 各団体からの活動報告 - 地域包括支援センターや民生委員からの情報提供 - 地域ビジョン策定にあたりアンケート調査を実施	
支え合い活動について （見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等）		【見守り活動】 - 見守りチェックリスト（地区独自）の作成 - SOS連絡票の周知及び活用に向けた検討 【居場所づくり】 「ふれあい食事会」、「おもいやり食堂」の充実にに向けた検討 【生活支援ボランティア】 - 無償ボランティア「お手伝い隊」の充実にに向けた検討	
その他		健康づくりマップの作成	

II 取組事例

【無償ボランティア「お手伝い隊」の充実に向けた検討】#

地区社協が中心となり実施してきた無償ボランティア「お手伝い隊」について活動報告を行うとともに、課題への対応策や利用促進に向けた検討を行っている。

【回覧チラシ】



【「お手伝い隊」の概要】

- 主 体： 陽東地区社会福祉協議会
 対 象： 一人暮らし高齢者、老々世帯、障がいのある方
 内 容： 資源物の回収、買い物、電球交換、草刈り、枝切り、傾聴等
 費 用： 原則、無料
 ※ 資材や運搬費などの実費は有料
 担い手： 回覧により随時募集

効果

支援活動を通じて、支援が必要な高齢者の状況の把握を行うとともに、周知活動を通じて、担い手の増加に繋がった。

【陽東地区「健康づくりマップ」の作成】#

地域住民の主体的な健康づくりを目的とし、介護予防に役立つ地域資源を「見える化」した「健康づくりマップ」を作成した。

【経緯】

- 令和元年 8月 介護予防に役立つ情報、ウォーキングコース・通いの場等の掲載内容について検討
 10月 掲載内容の確認及びレイアウト等の整理
 12月 陽東地区広報誌に掲載

【健康づくりマップ】

【掲載内容】

サロンやサークル・クラブ活動、通いの場など



効果（検討中の場合は、期待する効果）

介護予防に役立つ地域資源について、広く情報提供を行うことにより、地域住民が主体的な健康づくりを継続していくための啓発を行うことができた。

III 協議体を設置して、良かったこと

- 各地域団体の活動を報告することにより、地域の福祉活動の状況を共有し、課題を把握することができた。
- 「健康マップ」や「思いやり食堂」など、地域のニーズに応じた取組の創出につながった。

IV 今後の方向性

- 見守り活動、生活支援ボランティア等の既存の取組の継続的な実施
- 引き続き、各団体の活動報告及び問題点を共有することにより、課題を抽出し、新たな支援を検討（災害時の要援護者の具体的な支援方法、若い世代の担い手の発掘、世代を超えた交流等）

陽東地区健康づくりマップ

～子どもから大人までだれでもウェルカム～

健康づくりについて

陽東地区の皆様が、健康でいきいきと充実した毎日を送っていただくためには、1人ひとりが健康への関心を高めることが重要です。
運動は、生活習慣病や心の健康等、生活の質の改善に効果があります。
是非、健康づくりと向き合い、周りの方と声掛け合って、活動しましょう。
身近な健康づくりの情報として「陽東地区健康づくりマップ」をご活用ください。

地域包括支援センター石井・陽東センター長 景山 真由美

サロン

No	サロン名	実施日	時間
①	にっこにこ会	第1・3月	10:00～12:00
②	さつき会	第1・3月	9:30～11:30
③	さくら会	第2・4月	10:00～12:00
④	あけぼの会	第2・4月	10:00～12:00
⑤	サロンすいせん	毎月・水・金	10:00～12:00
⑥	輪唱会	毎月・水・金	13:00～15:30
⑦	ふれあい健康サロン	毎月	14:00～16:00

☆体操や茶話会などの活動を通して、同じ地域の住民同士が仲間づくりや生きがいづくりの輪を広げる交流の場です。

【お問合せ】

陽東地区社会福祉協議会
地域包括支援センター TEL 660-1414

アオーラ而今

教室名	実施日	時間
① 折り紙	第2・4水	14:00～
② 三芳・筋肉活動	毎週水	14:00～
③ 男ダン・トレ	毎週木	14:00～
④ ふれあいサロン	月～金	13:30～
⑤ ※お茶を飲みながらの自由なお喋り		

☆敷地内に地域や多世代交流が図れる地域交流棟を併設し住民の方が気軽に参加ができる場を提供しています。

【お問合せ】

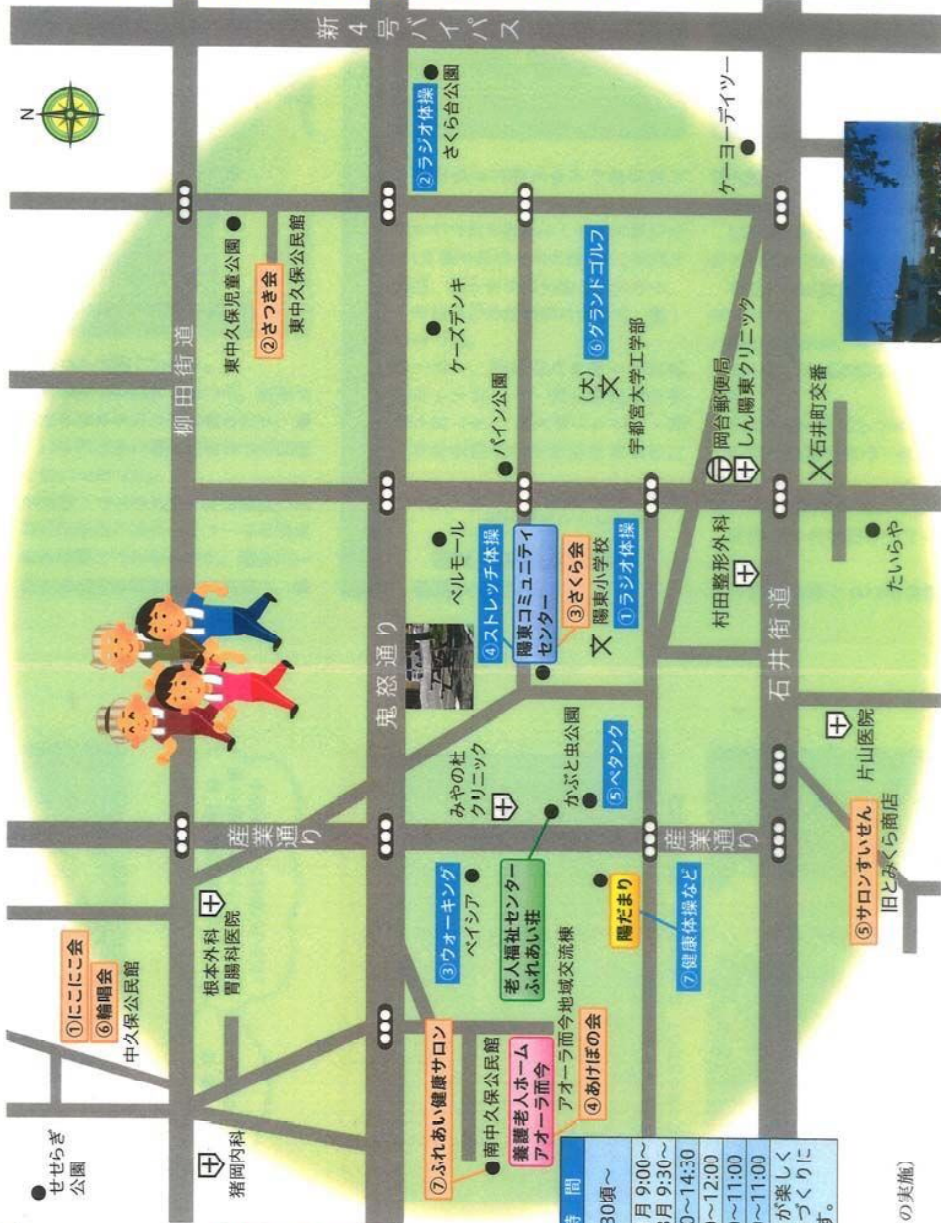
アオーラ而今 TEL 683-4001

自主的な活動

No	内容	場所	実施日	時間
①	ラジオ体操	陽東小学校	月～日	6:30頃～
②	ウオーキング	さくら台公園	月～金	4～11月 9:00～12～3月 9:30～
③	ウオーキング	ベイシア駐車場	第1・2木	13:30～14:30
④	ストレッツ体操	陽東コミセン	第3木	9:00～12:00
⑤	ベタソク	かぶと虫公園	毎木	9:00～11:00
⑥	グラウンドゴルフ	工学部グラウンド	毎金	9:00～11:00
⑦	健康体操、健康所産、散策など	みんなのたまり場「陽だまり」陽東3-12-8	毎日	随時

【お問合せ】

- ① ② 直接現地（※陽東小学校は春～秋頃の実施）
- ③ ④ 陽東地区健康づくり推進協議会（※さくら台公園は5月初旬～11月初旬の実施）
- ⑤ ⑥ 地域包括支援センター石井・陽東 TEL 660-1414
- ⑦ 栃太保健医療生活協同組合 TEL 652-3714



地域でこんな活動をしています

【サークル】

陽東コミュニティセンターでは、曜日ごとにたくさんの団体が活動しており、随時会員を募集しています。

【お問合せ】

陽東地域コミュニティセンター
TEL 662-6269

【サンクススポーツクラブ陽東】

子どもから高齢者まで、誰でも参加でき、気軽にスポーツを楽しむ自主運営・受益者負担の総合型地域スポーツクラブです。小中学校などを主な活動場所として、いろいろな教室が開催されています。

【お問合せ】

クラブマネージャー 野澤様
TEL 090-4722-8053

【老人福祉センターふれあい荘】

高齢者が健康で明るい生活を営むための各種の相談や、健康づくり、教養の向上及びレクリエーションの場の提供などを行っています。

【お問合せ】

ふれあい荘 TEL 663-3156

老人クラブ

No	クラブ名	自治会
①	百生会	桜が丘・東陽台
②	東陽クラブ	東陽西・東陽中東
③	中久保長寿会	南中久保
④	松寿会	松ヶ丘
⑤	昌陽会	中久保
⑥	東中久保長寿会	東中久保
⑦	ふたばクラブ	ふたば

☆健康づくりや地域づくり、生きがいづくりなど、生活や地域を豊かにする活動に取り組んでいます。

【お問合せ】

各自治会の老人クラブ

陽南地区			
I 協議体の概要			
名 称		陽南地区支え合い委員会	
設置年月日		令和2年11月18日	開催頻度 3回／年（全体会） 12回／年（常任理事会）
構成団体（◎：事務局）			
○ 自治会連合会	◎ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	○ 健康づくり推進員会	第2層生活支援コーディネーター
市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○	その他（自主防災会、婦人防火クラブ）
設置方式			
○ 新規設置	既存会議活用（ ）		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		有 ・ 無	
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成30年 5月	勉強会（参加者：単位自治会長、民生委員、福祉協力員） → 地域支え合いの仕組みづくりについて、共通理解を図った。		
平成31年 3月	勉強会（参加者：自治会連合会、地区社協、民児協、その他有志住民） → 地域包括ケアシステム、第2層協議体の概要について共通理解を図り、今後の地域福祉の課題について検討を行った。		
令和 元年11月	関係者会議（メンバー：地区社協、民児協、老人クラブ、単位自治会長、民生委員、福祉協力員、市社協、包括） → 市内の第2層協議体の取組状況について情報共有し、協議体設置に向けた進め方について検討を行った。		
令和 2年10月	まちづくり協議会推進委員会 → 第2層協議体の設置について合意形成を図った。		
〃	第2層協議体設置準備会議 → 第2層協議体会則案、組織体制、名称等について検討を行った。		
11月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）			
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について		・ 「地域福祉事業調査票」を活用した、各団体間の活動報告、課題の把握	
支え合い活動について （見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等）		・ 各地域団体間の連携強化による、「いきいきサロン」や「ふれあい訪問事業」等の既存事業の充実	
その他		・ 地区広報紙を活用した第2層協議体の周知活動	

II 取組事例

【「地域ぐるみ」で話し合う仕組みづくりの構築】

内 容： 協議体の構成団体を常任団体と関係団体に分け、テーマごとに参加団体を加えながら、地域ぐるみで情報共有、課題の検討を行う組織体制とした。情報共有にあたっては、「地域福祉事業調査票」を活用し、テーマの優先順位や情報の整理を行っている。

【陽南地区ささえあい委員会の推進体制】

協議テーマ 構成団体名	テーマの優先順位					
	災害時 要援護者 支援制度	ふれあい・ いきいき サロン事業	ひとり暮らし高 齢者ふれあい 会食事業	安心・安全 情報キット 配付事業	あつたか集 いふれあ い訪問事業	高齢者 愛の訪問 事業
まちづくり協議会	○	○	○	○	○	○
連合自治会	○	○	○	○	○	○
社会福祉協議会	○	◎	○	○	○	○
民生委員児童委員協議会	○	○	◎	○	◎	○
福祉協力員連絡会	○	○	◎	○	○	◎
老人クラブ連合会	△			△		
健康づくり推進委員会		△				
自主防災会 婦人防火クラブ	◎ △			△		
その他①()						
その他②()						
その他③()						
地域包括支援センター	○	○	○	○	○	○

※ ◎印は事業の実施又は代表団体。○印は協力団体。△印は関係団体。

【地域福祉事業調査票】

地域福祉事業調査票

事業名 (所管部署)	()
地域の担当	□社会福祉協議会 □民生委員児童委員協議会 □福祉協力員 □その他()
事業の概要 ・内容	
・経費 【収入】 円 (主なもの)	()
【支出】 円 (主なもの)	()
・実施時期/回数/頻度など	
・対象者/参加人数など	
・その他	
課題や問題点など	
【今回はここまで記入して下さい】	
改善点や解決方法など	

各地域団体の活動内容や課題について「見える化」を行い、情報共有、解決方法の検討を行う。

検討内容（想定）

- ・ コロナ禍におけるサロン活動のあり方
- ・ 見守り活動における民生委員と自治会の連携方法 など

効果（検討中の場合は、期待する効果）

団体の垣根を超えて、地域ぐるみで各団体が行う事業の共通認識や、課題の解決に向けた連携方法などの検討を行うことができた。また、「地域福祉事業調査票」を活用することにより、具体的な議論につながった。

III 協議体を設置して、良かったこと

自治会はもとより、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等の地域団体間で情報共有、高齢福祉に係る議論を行う場ができた。

IV 今後の方向性

当面は、地域で展開されている福祉に係る事業について、継続的に、情報共有や課題の把握、解決策の検討を行う。

陽南地区支え合い委員会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、地域包括ケア第2層協議体の名称を陽南地区支え合い委員会（以下、委員会という）とし、事務所を陽南地域コミュニティセンターに置く。

(目 的)

第2条 本会は、陽南地区の高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、行政をはじめ医療や介護などの関係組織と連携して、地域住民による支え合い活動の更なる充実を図るため委員会を設置する。

(組 織)

第3条 本会は、次に掲げる地域団体及び関係組織の代表者によって構成する。

(1) 地域団体

- | | |
|------------------|---------------------|
| ア まちづくり推進協議会 | 【必要に応じて参加】 |
| イ 連合自治会 | キ 老人クラブ連合会 |
| ウ 社会福祉協議会 | ク 健康づくり推進員会 |
| エ 民生委員児童委員協議会 | ケ 自主防災会 |
| オ 福祉協力員連絡会 | コ 婦人防火クラブ |
| カ 地域包括支援センターようなん | ※ウ・エ・オは重複あり
メンバー |

(2) 関係組織（オブザーバー）

- ア 宇都宮市高齢福祉課地域包括ケア推進室
- イ 宇都宮市南市民活動センター
- ウ 宇都宮市社会福祉協議会地域福祉課

(本会の業務)

第4条 本会は、宇都宮市が目指す地域包括ケアシステムの主旨に賛同し、地域住民が主体的に活動する介護予防や生活支援などに繋がる様々な福祉サービスを効果的に推進するため、定期的に会合を持ち次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地区内の高齢者に関する現状の把握とその情報を共有する。
- (2) 地域住民が主体となって高齢者の生活を支える地域における体制づくりを行う。
- (3) 地域内における高齢者に関する生活支援のニーズを把握する。
- (4) 上記の課題解決のため、協議・連携してその方策を検討し取り組む。
- (5) その他、必要に応じた事業を行う。

(役 員)

第5条 本会を運営するため、次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|-----|---------|----|
| (1) 会 長 | 1名 | (4) 会 計 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 | (5) 監 事 | 1名 |
| (3) 常任理事 | 若干名 | | |

2 役員は、地域団体の構成員及び事務局員（事務局長及び同次長）をもって充て、任期は所属する団体の任期とする。

(役員の任務)

第6条 会長は、本会を代表し会務を執行及び総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 4 常任理事は、会務の運営と案件を審議する。
- 5 会計は、本会の経理を掌る。
- 6 監事は、本会の会計事務を監査する。

(会議)

第7条 本会の会議は、全体会及び常任理事会とする。

(全体会)

第8条 全体会は、第3条に掲げる者で構成し、会長が招集する。開催は概ね4半期に1度程度とする。ただし、会長が必要と認めるときはこの限りでない。

(常任理事会)

第9条 常任理事会は、第3条(1)の常任理事と第5条2に掲げる事務局員で構成し、概ね月1回開催し委員会の活動に関する意見交換、課題の洗い出し検討及び全体会に付議する事項を話し合う。ただし、必要に応じて他の委員の出席を求めることができる。

(事務局)

第10条 委員会に事務局を置き、会長が事務局長1名及び事務局次長1名を指名する。

(経費)

第11条 本会の経費は、市の委託費及びその他をもってこれに充てる。。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、常任理事会の承認を得て、会長が別に定める。

付則 この会則は、令和2年11月18日から施行する。

横川地区			
I 協議体の概要			
名 称		いきいき会議	
設置年月日		令和2年7月16日	開催頻度 6回／年
構成団体（◎：事務局）			
☐ 自治会連合会	☐ まちづくり協議会	☐ 民生委員児童委員協議会	☐ 地区社会福祉協議会
☐ 老人クラブ連合会	☐ 福祉協力員連絡会	☐ 健康づくり推進員会	☐ 第2層生活支援コーディネーター
☐ 市社会福祉協議会	◎ 地域包括支援センター	☐ その他（ 青少年育成会 ）	
設置方式			
☐ 新規設置	☐ 既存会議活用（ ）		☐ 地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		有 ・ ☒ 無	
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成30年 7月	地域ケア会議（メンバー：自治会連合会、地区社協、民児協、育成会、老人クラブ、市社協、包括） → 第2層協議体の設置に向けた、今後の取組の方針について検討		
平成31年 1月	地域ケア会議 → 第2層協議体設置に向けたスケジュールについて検討		
令和 元年 7月	地域ケア会議 → 協議体設置に向けた勉強会の開催方法について検討		
令和元年 11月 ～ 令和2年 2月	勉強会①（参加者：民児協、地区社協、老人クラブ、民生委員、福祉協力員、介護事業者、包括、その他有志住民） → 第2層協議体の概要について共通理解を図った。 （以下、勉強会については、東・西・中央ブロックに分けて実施）		
	勉強会②（参加者：自治会連合会、地区社協、老人クラブ、民生委員、福祉協力員、介護事業者、包括、その他有志住民） → 助け合い活動の体験ゲーム、地域課題に関するグループワークを行った。		
	勉強会③（参加者：勉強会②と同様） → 横川地区の支えあい活動についてグループワークを行った。		
令和 2年 1月	地域ケア会議 → 第2層協議体の運営方法について検討		
7月	地域ケア会議 → 横川地区地域ケア会議を第2層協議体に位置づけることについて合意形成		
〃	第2層協議体設置		
協議体における検討内容			
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について		・ 地域包括支援センターからの情報提供 ・ 各地域団体や単位自治会の取組について事例発表	
支え合い活動について （見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等）		・ 地域内の好事例に係る情報共有を通じた取組の検討	

II 取組事例

【ブロック制による協議体運営】

【単位自治会いきいき会議】※主催は各単位自治会

自治会長、民生委員、福祉協力員、ことぶきクラブ会長等が集まり、話し合う会議
 (参加者)原則、自治会長、民生委員、福祉協力員、ことぶきクラブ会長を中心とし、
 その他のメンバーは各自治会で自由に選定します
 (開催例)・自治会役員会に合わせて開催、敬老会の打合せに合わせてなど自治会の状況に
 合わせて開催します(開催回数、開催時間は自治会ごとに決めます)
 ・見守り活動会議の活用
 (内 容)地域の情報交換、あるもの探し(社会資源の調査)、支え合いの創設など勉強会の
 内容を参考に、話し合いを行います

【いきいき会議情報交換会】主催は地域包括支援センター

単位自治会ごとの取り組みを、西・中央・東のブロックごとや横川地区全体として話し合う場
 (参加者)各自治会の協議体メンバー
 (内 容)自治会の取り組み状況の発表、共通の課題についての情報交換、勉強会等

【横川地区いきいき会議】主催は地域包括支援センター

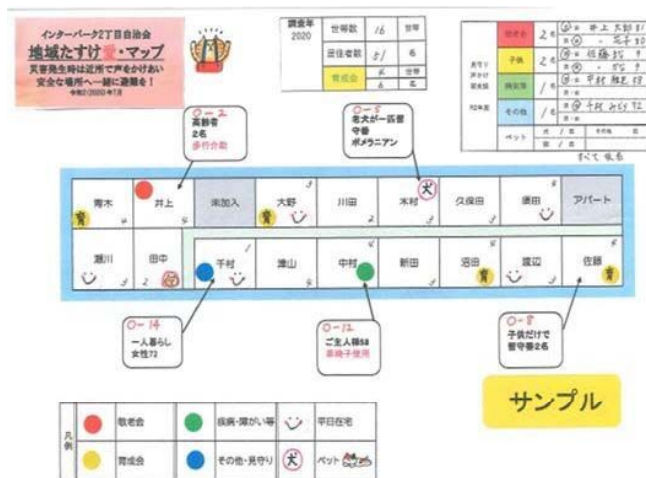
横川地区全体として支え合いの活動を検討、協議する場
 (参加者)連合自治会会長・副会長、社会福祉協議会会長、民生児童委員協議会会長・副会長、
 老人クラブ協議会会長・副会長、福祉協力員会長・副会長、青少年育成会代表 等
 (内 容)・単位自治会の活動把握
 ・自治会、ブロックごとの集まりの支援
 ・単位自治会の活動を尊重しながら、横川地区としての支え合いの方針を定めます

人口規模が大きく・自治会数も多い地域性を踏まえて、第2層協議体(いきいき会議)を「地区全域」「東・西・中央ブロック」「単位自治会」と3つの階層に分けて、活動内容や役割を整理し、地域ぐるみの運営を行う体制としている。

【好事例の情報共有】

【インターパーク2丁目自治会(地域たすけ愛マップ)】

各自治会員の世帯状況を同意の上で収集し、「見える化」や災害時対応、見守り活動への活用を想定している。



【さるやま団地自治会】

1 概要

単位自治会主催により、第2層協議体の活動内容等について周知活動を行っている。今後、実態調査の実施も想定している。

2 具体的活動(自治会総会や役員会を通して)

- (1) 総会で、諸資料をもとに協議体設置の必要性及び趣旨について説明
- (2) 役員会で、協議体の構成組織の確認、それに基づく自治会内での組織づくりと協議体名「さるやま団地いきいき会議」の決定
- (3) 役員会で、協議体で取り組む具体的な内容及び地域の実態把握の必要性を確認
- (4) 自治会全戸(217戸)を対象に、実際に行われている支援、支援を要する状況等の実態調査を実施

効果(検討中の場合は、期待する効果)

地区内の好事例について情報共有することにより、他の団体等における活動の充実につながる。

III 協議体を設置して、良かったこと

小単位(自治会)から地区全体まで、階層的な組織体制とすることにより、各地で展開されている好事例などの地域情報の共有や地区全体の取組方針の周知など、地域ぐるみの活動につなげる仕組みづくりができた。

IV 今後の方向性

- ・各階層の第2層協議体(いきいき会議)の継続的な開催、取組事例の共有
- ・協議体の開催を通じた地域課題の集約、具体的な取組(サロン活動、生活支援グループ等)の検討

【お問合せ】

宇都宮市保健福祉部高齢福祉課

地域包括ケア推進室

☎ 0 2 8 - 6 3 2 - 5 3 2 8